



各位

2022年4月21日

会 社 名 S F P ホールディングス株式会社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 誠 (コード番号: 3198 東証プライム)

問合せ先 常務取締役 坂本 聡

(TEL. 03-5491-5869)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 5 月 26 日開催予定の第 12 期定時株主総会にて「定款 一 部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第33条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第12条(自己の株式の取得)及び同条35条(中間配当)を削除するものです。また同変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものです。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - ①変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ②変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 16 条)は不要となる ため、これを削除するものです。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します)

	(「極部力は変更固別を小しより)
現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条~第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条~第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条~第11条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条~第11条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第12条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第3章 株主総会 第 <u>13</u> 条~第 <u>15</u> 条 (条文省略)	第3章 株主総会 第 <u>12</u> 条~第 <u>14</u> 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものと する。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定 めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないこ とができる。
第 <u>17</u> 条~第 <u>32</u> 条 (条文省略)	第 <u>16</u> 条~第 <u>31</u> 条 (現行どおり)
第7章 計 算 (事業年度) 第 <u>33</u> 条 (条文省略)	第7章 計 算 (事業年度) 第 <u>32</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各 号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を 除き、取締役会の決議によって定めることができる。
<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第34条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</u> (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすること ができる。	3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすること ができる。
(中間配当) 第35条 当会社は取締役会の決議によって、毎年8月31日 を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(所則) 1.現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3.本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)2022 年 5 月 26 日定款変更の効力発生日 (予定)(1) 2022 年 5 月 26 日

(2) 2022年9月1日

以上